

「通所介護」、「指定介護予防型デイサービス」利用契約書

同和園デイサービスセンター

◇◇ 目 次 ◇◇

第一章 総則	第五章 損害賠償（事業者の義務違反）
第1条 （契約の目的）	第14条 （損害賠償責任）
第2条 （契約期間）	第15条 （損害賠償がなされない場合）
第3条 （通所介護計画の決定・変更）	第16条 （事業者の責任によらない事由 よるサービスの実施不能
第4条 （介護保険給付対象サービス）	
第5条 （介護保険給付対象外のサービス）	
第6条 （運営規程の遵守）	
	第六章 契約の終了
第二章 サービスの利用と料金の支払い	第17条 （契約の終了事由、契約終了に伴う援助）
	第18条 （契約者からの中途解約等）
第7条 （サービス利用料金の支払い）	第19条 （事業者からの契約解除）
第8条 （利用日の中止・変更・追加）	第20条 （精算）
第9条 （利用料金の変更）	
	第七章 その他
第三章 事業者の義務	第21条 （身元引受人）
第10条 （事業者及びサービス従事者の義務）	第22条 （契約当事者の変更）
第11条 （ 秘密保持等 ）	第23条 （苦情処理）
	第24条 （協議事項）
第四章 契約者の義務	
第12条 （契約者の施設利用上の注意義務等）	
第13条 （契約者の禁止行為）	

「通所介護」、「指定介護予防型デイサービス」利用契約書

____様 (以下「契約者」という。)と 社会福祉法人 同和園 理事長

亀谷 英央 (以下「事業者」という。)は、契約者が 同和園デイサービスセンター (以下「事業所」という。)において、事業者から提供される通所介護サービス、及び指定介護予防型デイサービス (以下「通所介護サービス」という。)を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第一章 総 則

(契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、契約者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに契約者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的として、契約者に対し、第4条及び第5条に定める通所介護サービスを提供します。

2 事業者が契約者に対して実施する通所介護サービスの内容は通所介護計画に定めるとおりとします。

(契約期間)

第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から要介護認定の有効期間とし、契約期間満了の7日前までに契約者から事業者に対して文書により契約終了の申し入れがない場合には、本契約は自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

(通所介護計画の決定・変更)

第3条 事業者は、居宅サービス計画、介護サービス支援計画(ケアプラン)に沿って契約者の通所介護計画を作成するものとします。

2 事業者は、通所介護計画について、契約者又はその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとします。

3 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画、介護サービス支援計画(ケアプラン)が変更された場合、もしくは契約者又はその家族等の要請に応じて、通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者又はその家族等と協議して、通所介護計画を変更するものとします。

4 事業者は、通所介護計画を変更した場合には、契約者に対して変更した計画書を交付し、その内容について、契約者又はその家族に対して同意を得るものとします。

(介護保険給付対象サービス)

第4条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業者が事業所において、契約者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

(介護保険給付対象外のサービス)

第5条 事業者は、契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービスを提供するものとします。

- 2 前項の他、事業者は、重要事項説明書に定める全額自費サービス利用料を介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は、第1項及び第2項に定める各種のサービス内容及び提供について必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

(運営規程の遵守)

第6条 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

- 2 本契約における運営規程については、本契約と一体のものとして、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明することとします。
- 3 契約者は、前項の変更同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

(サービス利用料金の支払い)

第7条 契約者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。但し、契約者が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったん支払うものとします。

- 2 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者は、重要事項説明書に定める食事代等契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業所に支払うものとします。
- 4 契約者は、サービス利用料金をサービスの利用後、請求に基づき、支払い指定日までに事業者を支払うものとします。

(利用日の中止・変更・追加)

第8条 契約者は、利用日前において、通所介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。

- 2 事業者は、前項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が定員一杯で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

(利用料金の変更)

第9条 第7条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

- 2 第7条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して事前の説明をしたうえで、当該サービスの利用料金を変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

(事業者及びサービス従事者の義務)

第10条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、生活環境等の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は、契約者の体調・健康状態等の必要な事項について事業所の医師、看護職員、もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携するとともに契約者から聴取・確認したうえでサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行うものとします。
- 4 事業者は、契約者に対する通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、写しを交付するものとします。
- 5 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

(秘密保持等)

第11条 事業者及びサービス従事者または従業員は、通所介護サービスを提供するうえで知り得た契約者又は家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

- 2 事業者は、契約者の緊急の医療上の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項に拘わらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 契約者の義務

(契約者の施設利用上の注意義務等)

第12条 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

2 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

3 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

4 契約者は、事業所を利用中において外出する場合は、事前に事業者へ届け出ることとします。

(契約者の禁止行為)

第13条 契約者は、施設内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

(1) 決められた場所以外での喫煙

(2) サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと

(3) 決められた以外の物の持ち込み

(4) その他サービス従事者又は他の利用者に迷惑をおよぼすような行動

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

(損害賠償責任)

第14条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者にも故意又は重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第15条 事業者は、以下の各号に該当する場合には、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

(1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

(2) 契約者が、サービスの実施にあたって必要事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

(3) 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由

にもつぱら起因して損害が発生した場合

- (4) 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第16条 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

- 2 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第六章 契約の終了

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第17条 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 契約者が死亡した場合
 - (2) 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
 - (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - (5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - (6) 第18条及び第19条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(契約者からの中途解約等)

第18条 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する7日前までに事業者に文書により通知するものとします。

- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
- (1) 第6条第3項、第9条第3項により本契約を解約する場合
 - (2) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
 - (3) 事業者もしくはサービス従事者が第11条に定める守秘義務に違反した場合
 - (4) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - (5) 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第19条 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 契約者による、第7条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、30日以内の支払いを定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(精算)

第20条 第17条第2号から第4号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第12条第2項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第七章 その他

(身元引受人)

第21条 事業者は、契約者に対し、身元引受人を求めることがあります。但し、契約者に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

(契約当事者の変更)

第22条 契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族等をあらかじめ代理人とすることを定めるか、又は家族等を含む第三者に契約者を変更することに同意します。

(苦情処理)

第23条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等から苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第24条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、契約者と事業者は誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

契 約 者 住 所 京都市山科区小野葛籠尻町 12-4

氏 名

身元引受人 住 所

氏 名

(契約者との関係)

法定代理人 住 所

氏 名

(契約者との関係)

事 業 者 住 所 京都市伏見区醍醐上ノ山町 11

同 和 園 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー

代表者氏名 理事長 亀谷 英央